



私たちは「八地申20号」で「現在もなお行われている不当労働行為」と申し入れました。

直ちに不当労働行為をやめ、 命令・法令を遵守し、 誠実な回答を求めます！！

以前の情報でも書きましたが、

都労委より出された命令を遵守しないことは法令違反です！！

都労委の決定

「組合員2名に対する嚴重注意処分と、令和2年(2020年)8月27日付けの「社員の皆さんへ」という
掲示は不当労働行為と認定する」

- ① 組合員2名に対する「嚴重注意」処分をなかったものとして取り扱わなければならない
- ② 命令受領の日から1週間以内(6月14日まで)に、八王子支社管内の各事業場の従業員の
見やすい場所に10日間謝罪の掲示をしなければならない

JR東日本会社が

この命令を履行しないのは

注目!

なぜか？



すべての仲間が注目していますよ！

交渉はようやく30日13時から行われます！